第79号議案

権利の放棄について

次のとおり市が有する権利を放棄することについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和元年12月2日提出

芦屋市長 伊藤舞

記

1 放棄する権利

阪神・淡路大震災における芦屋市災害援護資金貸付金(以下「本件貸付金」という。)のうち未償還のものに係るすべての保証債権

- 2 債権額 金247,521,208円(利子14,474,462円を含む。) を上限として議決日現在の債権額
- 3 債務者 174件を上限として議決日現在の債務者件数

4 放棄する理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第27号)による阪神・淡路大震災に係る償還期限から10年を過ぎた保証債権の放棄に関する特例を踏まえ、償還困難な借受人の償還免除の拡大に対応するため、本件貸付金のうち未償還のものに係るすべての保証債権の放棄を行うもの。

阪神・淡路大震災に係る保証債権の放棄について

1 趣旨

阪神・淡路大震災から20年以上経過し、災害援護資金の貸付けを受けた方の高齢 化等が課題となっていることから、災害弔慰金の支給等に関する法律が、次の(1)及 び(2)のとおり改正され、令和元年8月に施行された。

(1) 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例 の制定

【内容】

平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、償還期間の終期から10年を経過した後に、議会の議決を経て、当該権利を放棄することができる。

- ※ 災害

 「災害

 「災害

 「関する

 法律施行

 での一部を改正する

 政令により、

 平成 31年4月1日以降に生じた

 災害については、

 災害援護資金の貸付けに際して の保証人

 必須という要件が撤廃されたが、

 それ以前の

 災害については保証人

 須であったことを考慮したもの。
- (2) 借受人の償還免除要件の拡大 【令和元年9月議会において条例改正済み】

【内容】

- ・ 償還を免除できる場合として,災害援護資金の貸付けを受けた者が, 破産手続き又は再生手続の開始決定を受けた場合を加える。
- ・ 貸付けを受けた者の収入及び資産の状況により、償還をすることが 著しく困難であると認められる場合の免除基準を定める。 等

しかし、(2)だけでは、借受人が免除要件に該当しても

保証人に償還能力があると認められる場合は、償還免除にはならない。



そこで、(1)により

全ての保証債権の放棄

を行うことで

借受人本人のみでの免除要件の判定が可能となり,

借受人(低所得者)の償還免除につながる。

※ 災害援護資金については、国・県の財源により貸付けを行っており、 償還期限到来後は、未償還額の元本を全額国・県へ償還しなければな らないところ、市が借受人に対してこの免除を行った場合の元本につ いては、市から国・県への償還も免除される。

2 本市の償還状況及び借受人・保証人の現状(令和元年10月末現在)

区	分	件	数		金	額
				元本	6,694	, 100, 000 円
貸付総数		2, 79	97 件	利子分	272	, 226, 013 円
				合計	6,966	, 326, 013 円
	既償還	2, 5	51 件		6, 577	, 202, 337 円
	既免除	,	72 件		141	, 602, 468 円
				元本	233	, 046, 746 円
	未償還	174 件	利子分	14	, 474, 462 円	
			合計	247	, 521, 208 円	

(借受人・保証人の現状)

借受人状況	件数
死亡放棄	12 件
重度障害	0 件
破産	16 件
生活保護	14 件
低所得等	118 件
行方不明	6件
所得(150 万円以上)	8 件
合計	174 件

保証人状況	件数
死亡放棄	25 件
重度障害	2 件
破産	13 件
生活保護	7件
低所得等	111 件
行方不明	3 件
所得(150万円以上)	13 件
合計	174 件

3 保証債権放棄後の借受人の免除等の見込み(令和元年10月末現在) 免除要件に即して、償還困難な借受人の償還免除の迅速化を図っていく。 また、要件を満たしていない借受人については、償還能力に応じて少額償還を求

(借受人の免除等の見込み)

めるなど債権回収を進めていく。

	件数	区	分	件数	元	利	免除対象額	償還継続額
償還免除 対象	129	死亡放	棄	12	19, 22	22,046 円		_
		重度障	害	0		0 円	193, 421, 172 円	
		破産		16	27, 80	06, 762 円	(*2)	
		附則第 (※ 1)		101	146, 3	92, 364 円	(,,,,,	
償還指導 継続調査	45	附則第 非該当		8	4, 54	46, 240 円		54, 100, 036 円
		行方不	明	6	8, 7	16,696 円		
		要調査	交渉	31	40, 83	37, 100 円		
合 計		174	247, 52	21,208円	193, 421, 172 円	54, 100, 036 円		

- ※1 附則第2条:79-6頁の内閣府令第1条参照
- ※2 国・県に対する償還において、このうちの元本部分約1億8,220万円が免除 される見込み。

参考法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律

(償還免除)

- 第14条 市町村は,災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき,精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは,当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは,この限りでない。
 - (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、 正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。
- 2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、 当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するもの とする。
- 3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

附則

(被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例)

- 第2条 市町村は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。
- 2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、

当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

- 3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- (平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例) 第3条 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者 の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の 終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利 を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者 であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する 額の貸付金の償還を免除するものとすること。
- 2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府 県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するも のとする。

(第3項省略)

(法附則第二条第一項の内閣府令で定める場合)

- 第1条 災害 形慰金の支給等に関する法律(以下「法」という。) 附則第2条第1項の 内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
 - (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者の収入金額(当該災害援護資金の償還を免除する年の前年の所得(当該免除を1月から5月までの間にする場合にあっては、前前年の所得)について災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第4条の規定の例により算定した所得の金額をいう。)から租税その他の公課の金額を控除した金額が、150万円未満であること。
 - (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の資産の状況が、次に掲げる状態にあること。 ア 償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産を保有 していないと認められること。
 - イ 預貯金の金額(生活費の入金等を控除した金額をいう。)が20万円以下であること。